

中小企業へのデジタル実装支援 (面的なデジタル化の推進) による生産性の向上について

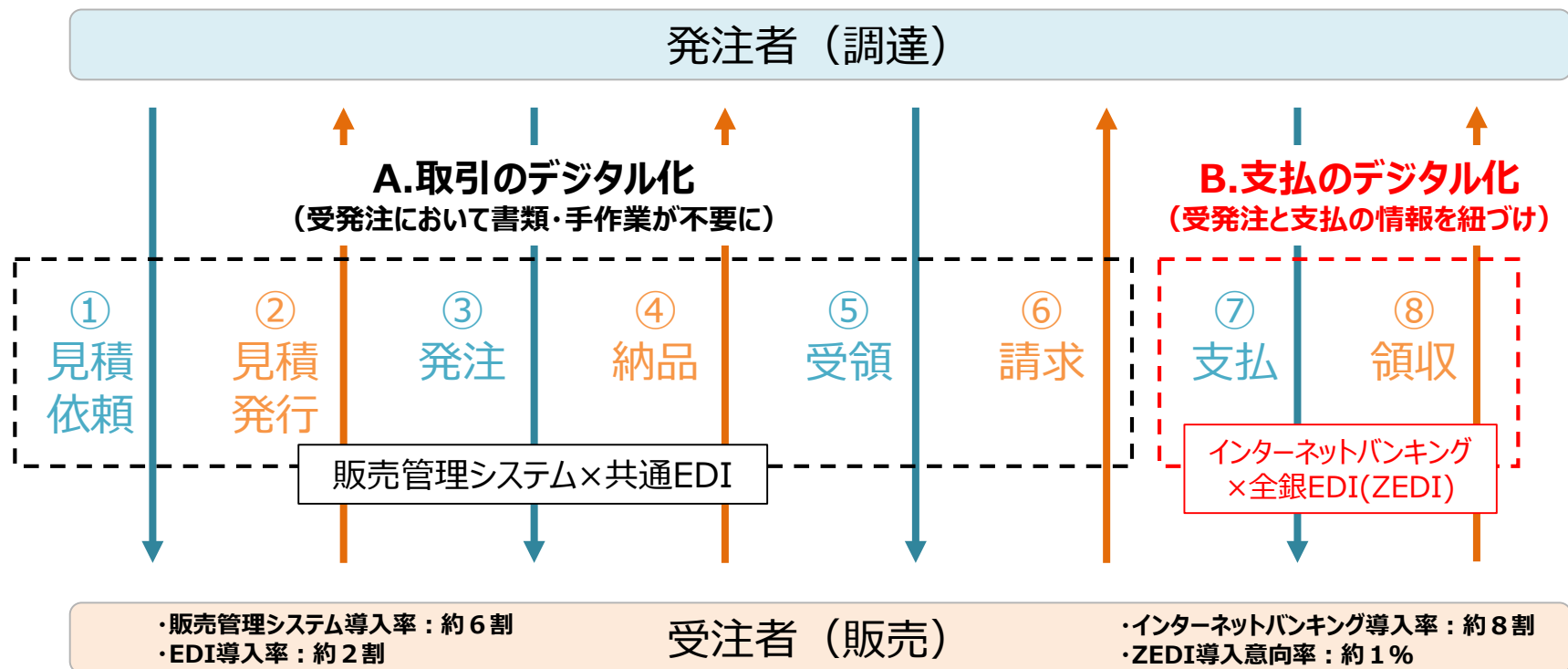
令和 2 年 4 月

経済産業省

1. サプライチェーンを通じた中小企業の面的デジタル化の意義

- 全ての企業にとって必要不可欠な基幹業務（財務・会計、人事・給与管理、生産・在庫管理、販売管理等）は、一定規模以上の企業の多くは、情報システムを導入済み。
- 他方、企業間取引については、自社のシステム投資だけでは十分に効率化の効果を得られないため、電子化が進みづらく、**未だ7割程度の中小企業が電話・FAX・電子メールでの受発注取引を継続**。
- 企業間の**受発注取引・支払の共通基盤（共通EDI/ZEDI）**を活用したサプライチェーンの面的デジタル化を進めることで、正のネットワーク効果を働かせていくことが重要になる。

企業間（BtoB）取引・決済のプロセスとデジタル化の方策



A. サプライチェーン全体の取引のデジタル化（EDIの普及促進）

- 企業間取引における受発注や決済等の情報を電子的にやり取りするEDIを普及させるべく、中小企業庁では、受発注データに関わる「中小企業共通EDI」の仕様を策定し、**実証事業によって金融EDIと受発注EDIの連携による業務効率化の効果を確認**。
- ⇒ 発注側の大企業にとっても業務効率化の効果が確認できたことから、今後は、大企業の主体的協力を求めるため、**下請振興基準に沿った、業界ごとの「自主行動計画」改訂を促す**。
- ※下請振興基準に沿った、個社ごとの「自主行動宣言」の仕組みの構築も検討する。

中小企業庁によるEDI普及の取組

H28,29

- **受発注データ項目の標準化**（「中小企業共通EDI」の仕様策定）
- 受発注EDI導入による業務効率化の効果を検証

H29,30

- 平成30年12月に全銀EDIシステムが運用を開始するに伴って、取引情報と支払い情報を紐づけることによる業務効率化の効果を検証（消込作業の自動化）

R1・R2以降

- **下請振興基準を改正**し、サプライチェーン全体の電子化に向けて親事業者が積極的に対応する旨等を記載
- ものづくり補助金やIT導入補助金で**大企業等が先導して中小企業の面的デジタル化を支援できる類型を追加**

※2024年にはNTTのISDNサービスが終了するため
それまでにシステム改修が必要な企業多数

受発注EDIの活用事例

杉文（従業員5名、愛知県、文具小売）

- **電話・FAX中心だった注文をEDIで受け取る**ことで、紙伝票を使わない受注が可能に
- 受注データを既存の会計ソフトに接続することで、**データの手入力作業が減少**

受発注・金融EDI連携実証による業務効率化の効果

業務プロセス	業務時間削減効果	
	発注	受注
受発注	51.1%	34.8%
決済	58.4%	55.4%
合計	55.7%	37.5%

（資料）平成29年度中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業調査報告書（中小企業庁）

(参考) 下請中小企業振興法に基づく振興基準改正 (該当部分抜粋)

- 下請振興基準を改正し、サプライチェーンを通じて、共通EDI、全銀EDI、セキュリティ対策などへの対応に積極的に取り組むことを追記。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

5) 情報化への積極的対応

(1) 下請事業者は、管理能力の向上、事務量軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、**必要なセキュリティ対策と合わせて**、次の事項に積極的に対応していくものとする。

① 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善(業務のデジタル化推進を含む)

② 中小企業共通EDI(電子データ交換)などによる電子受発注

③ 電子的な決済等(インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステムなどの活用)

(2) 親事業者は、前号の下請事業者による取組の支援のため、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータやソフトウェア、データベースの提供、オペレータの研修、**セキュリティ対策の助言・支援**及び国・地方自治体による情報化支援策の情報提供等の協力を行うものとする。また、**サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から**、次号の配慮を行いつつ、**電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけていくとともに、自らも共通化された電子受発注又は電子的な決済に係るシステムへの接続に努めるものとする。**

(3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。

① 下請事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。

② 電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③ 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。

④ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。

⑤ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。

⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。

⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和2年度予算案額 10.1億円（50.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」を当初予算化し、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的にします。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
- また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業が主導し、中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。

※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- 事業終了後3年以内に以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上



事業イメージ

1. 企業間連携型

(補助上限額：2,000万円/者、補助率 中小 1/2 小規模 2/3)

複数の中小企業等が連携して行う、以下のプロジェクトを最大2年間支援します。(連携体は5者まで。)

- ① 事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト
- ② 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト

<想定される取組例>

- 複数のクリーニング店が、24時間365日の店舗併設型受付ボックスの設置・自動引取システムの構築を共同で実施。顧客データの共有・分析により、無人化へのシフト、顧客引越し時の顧客維持や営業力強化等を図る。
- 「地域の特産品を売りとした新しい観光コース創設」をテーマに地域経済牽引事業計画の認定を受けた事業者グループが、共同で新商品開発と製造推進を図る。

2. サプライチェーン効率化型

(補助上限額：1,000万円/者、補助率 中小 1/2 小規模 2/3)

幹事企業・団体等（大企業含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用によってサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援します。(連携体は10者まで。)

※幹事企業が大企業の場合は、補助金支給の対象外。

※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

<想定される取組例>

完成品メーカーが、サプライチェーン業務共通利用プラットフォームを提供し、取引先中小企業等に導入。サプライチェーン全体で情報共有・可視化することで、業務効率化・高度化を図る。

共通利用プラットフォーム

- ・受発注情報
- ・設計図面
- ・納期、工程管理
- ・在庫情報
- ・品質トレーサビリティ 等

(参考) 価値創造企業に関する賢人会議「中間報告」のポイント

- 大企業と中小企業経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人会議」において（座長：三村 日本商工会議所会頭）、本年2月に「中間報告」をとりまとめ。データ利活用による企業間の連携を始め、大企業と中小企業が共に稼げる「共存共栄」の関係の構築に向けて、施策の方向性を提示。

1. 取引構造の課題と施策の方向性

①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり

②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない

③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり

①系列・規模を超えた連携の促進（オープンイノベーション、**データ利活用による企業間の連携**、M&A促進等）と、ドイツ型の共存共栄モデルの取り込み

②個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」

③サプライチェーンの頂点企業を軸に、「Tier N」から「Tier N+1」に共存共栄を浸透

2. 個別取引の課題と施策の方向性

①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない

②知的財産権の取扱いが不明確

③適正な対価を伴わない働き方改革の「しわ寄せ」

①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進

②知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成

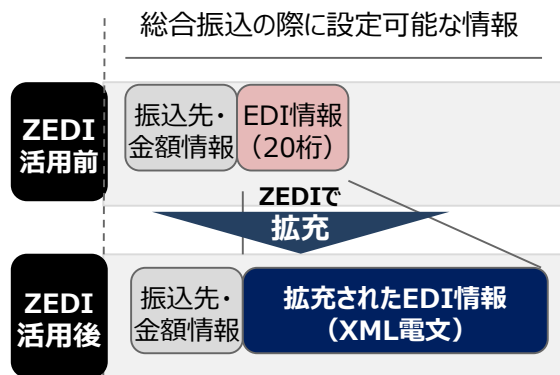
③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化

B. 金融機関による面的デジタル化支援の可能性

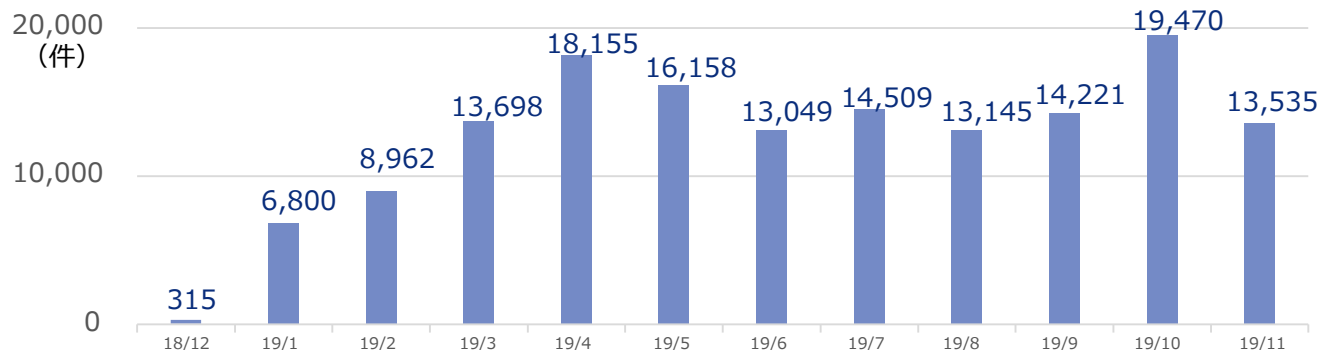
- 金融機関は、中小企業の生産性向上に資する、様々な決済・融資サービスを提供。2018年12月から稼働している全銀EDIシステム（ZEDI）のサービス提供金融機関数は100行以上に増加。
- ZEDIを用いた消込作業の自動化、トランザクションレンディング、クラウドファクタリング等の**新たなFintechサービスの恩恵を受けるためには、中小企業自身のデジタル化対応（例：インターネットバンキング、クラウド会計ソフト等）が必要**。

⇒ 中小企業向けにFintechサービスを提供する金融機関の先進事例の蓄積と横展開を図る。

ZEDI稼働（2018年12月～）



全銀EDIシステム利用明細件数



（資料：第8回決済高度化官民推進会議、令和元年12月23日）

金融機関が連携するクラウド（Fintech）サービスの例

- POファイナンス (Tranzax)

受注情報を元に電子記録債権化し、これを担保に提携金融機関から融資を受けるサービス。

- トランザクションレンディング (free)

会計ソフト上の財務データを元に、提携金融機関の借りられる融資商品をオファーするサービス。

- クラウドファクタリング (OLTA)

会計及び入出金データを元に、オンライン・即日で請求書（売掛債権）を買い取るサービス。

(参考) 金融機関が活用可能な「面的デジタル化サービス」立ち上げ支援

ものづくり・商業・サービス補助金「ビジネスモデル構築型」(令和元年度補正予算3,600億円の内数)

民間サービスとして継続的に中小企業のビジネスモデル構築・事業計画策定を支援する、拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押し。(公募準備中)

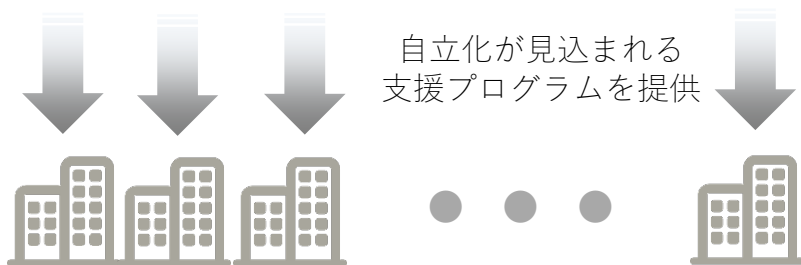
【事業スキーム】

ものづくり補助金 事務局
(全国中小企業団体中央会)

定額補助
(10/10、上限1億円)

プログラム実施企業・団体
(金融機関、大企業、一般社団法人、商工会議所等を含む)

自立化が見込まれる
支援プログラムを提供



30者以上の中小企業が、それぞれの特性にあった
ビジネスモデル・事業計画を策定
(事業終了後、各計画の実行をフォローアップ)

【想定されるプログラムの例】

面的デジタル化支援
(中小企業のDXを支援する
新規事業等)



ロボット導入FS
(ロボットや3Dプリンタ等
を用いたビジネスモデル転換
を試行等)



デザインキャンプ
(中小企業とデザイナーが協
働して新製品開発するプロ
グラム等)



海外展開FS
(市場ニーズ調査を経て新製
品開発するプログラム等)



(参考) 中小企業デジタル化応援隊事業

令和2年度補正予算案額 **100億円**

事業の内容

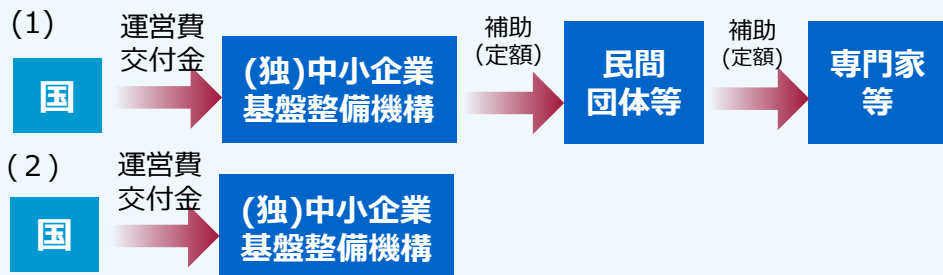
事業目的・概要

- 感染症対応や働き方改革の必要性が高まる中、オンライン会議、ECサイト構築、クラウドファンディング、オンラインイベント、テレワーク、RPA等のデジタルツールに関心があってもノウハウがなく導入・定着に至らない中小企業が数多く存在しています。
- 手間はかかるが利幅の小さい、中小企業のデジタル化・IT活用について、専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援します。

成果目標

- 中小企業のデジタル化対応を支援するIT専門家の活動を後押しし、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるための前向きな投資を生産性向上に繋がります。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 民間IT専門家への補助事業

相談窓口や補助金があっても、デジタルツールの導入定着に至らない中小企業等も多いため、中小企業のデジタル化にかかるハンズオン支援を提供する民間のIT専門家（フリーランス、兼業・副業人材を含む）に対して、その定型業務の性質に応じて定額を補助します。

●「中小企業デジタル化応援隊」の選定基準（例）

- ・中小企業基盤整備機構が提供する支援コンテンツ（使いやすいクラウドサービスを検索できる「ここからアプリ」等）を用いて中小企業のデジタル化を支援できる者
- ・中小企業のデジタル化を一定回数以上支援した実績を持つ者 等

●補助スキーム

- ・IT専門家が、ECサイト構築やテレワーク導入相談等の支援サービスを中小企業に提供した場合に、定型業務毎に定める単価と支援実績等に応じて定額を補助します。（ただし、中小企業に一定の自己負担あり。）
- ・クラウドソーシング、専門人材派遣業者、副業・兼業人材マッチングプラットフォーム事業者等の民間事業者と連携し、中小企業のデジタル化を応援する人材を幅広く募ります。

※総務省のテレワークサポートネットワーク（仮称）と連携して実施

(2) 支援ツールやプラットフォームの整備

- ・中小企業が自ら経営課題を認識し、その解決に必要なITツールを選択するための「自己診断WEBツール」や「ツール導入ガイド」等のコンテンツを開発し、普及に取り組みます。
- ・民間事業者と連携し、中小企業向け「EC活用ガイド」等のコンテンツを作成する等、非対面型の販路開拓を支援します。

2. インボイス制度への円滑な対応

- 2023年10月のインボイス制度の導入により、**BtoB取引を行う中小企業は、発注者（買い手）から適格請求書の発行を求められ、その写しの保存が必要となるため、電子化の必要性が高まる。**
 - スムーズな制度導入の観点からも、**早期の制度理解と、IT導入補助金等を活用した適格請求書発行システムの導入が望ましい。**また、中小企業間のデータ交換を進める上で**業界横断的な電子フォーマットの標準化が必要**な可能性。
- ⇒ 今後、こうした適格請求書発行システム普及に向けた課題と解決策を検討。

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社 関△△	① 請求書発行者の氏名又は名称
●年■月分 請求金額	43,600円	② 取引年月日
■月1日 割りばし	550円	③ 取引の内容
■月3日 牛肉 ※	5,400円	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
：	：	⑤ 軽減税率の対象品目である旨
合計	43,600円	⑥ 請求書受領者の氏名又は名称
	(10%対象 22,000円)	
	(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象		

（ポイント）

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はない

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社 関△△ (T1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年■月分 請求金額	43,600円	① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》
■月1日 割りばし	550円	② 適用税率
■月3日 牛肉 ※	5,400円	③ 消費税額
：	：	
合計	43,600円	
	10%対象 22,000円 内税 2,000円	
	8%対象 21,600円 内税 1,600円	
※は軽減税率対象		

（ポイント）

- ・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- ・ 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

3. サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策の推進

- 前述の取組によって企業間のデータ連携・共有を進める上で、対策の遅れている**中小企業も含めた、サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策が重要に。**
 - サプライチェーンにおけるインシデントは被害が広範かつ甚大に及ぶ可能性があるため、予防体制の構築等の「事前対策」に留まらず、保険を含め、**被害を最小限に食い止める「事後対策」も必要**になる。
- ⇒ 令和2年度内に、サプライチェーンにおいて**重点的に対策を強化すべき領域を特定**するとともに、必要なサイバーセキュリティ対策を**実施している中小企業を「見える化」するための制度を創設**。

大阪商工会議所による調査結果

- **中小企業被害実態に関する調査**
調査対象の**中小企業全社**がサイバー攻撃を受けていたことが判明。
- **取引先経由の被害に関する調査**
親事業者の25%が、取引先が受けたサイバー攻撃の影響が自社に及んだ経験があると回答。

中小企業向け事後対策支援 (IPA)

- **サイバーセキュリティお助け隊実証事業 (H30～)**
全国8地域の中小企業約1千社に対して、サイバー攻撃を監視し、被害に応じて電話相談や駆けつけるサービスを実証。128件のインシデント対応を実施。

【具体的事例】

UTMで不審な通信を検知し、ボットネットへの通信が疑われた。原因は、従業員がマルウェア感染が疑われる私物のスマートフォンを社内の無線アクセスポイントに接続したこと。(放置して業務停止した場合の被害総定額は4,925万円)

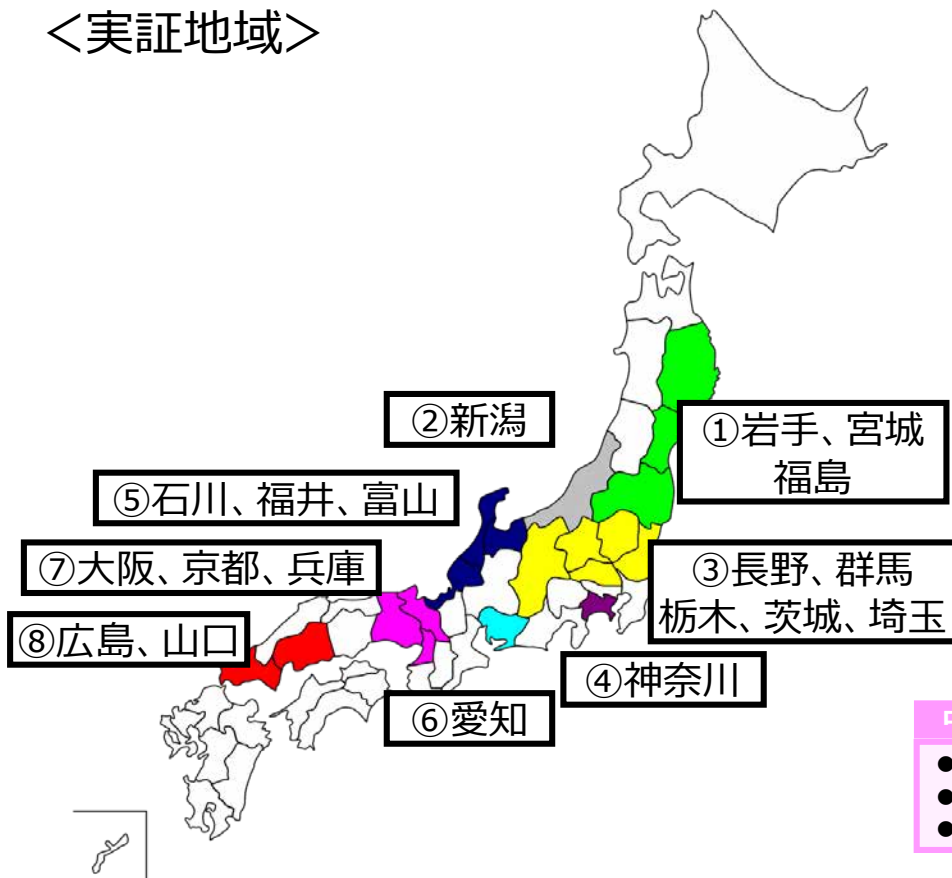
【今後の方向性】

- サプライチェーンにおける中小企業に対するサイバー攻撃・想定される被害や影響等のデータを収集し、重点的に対策を講じるべき領域を特定
(例：自動走行、医療等)
- 取引先が求める水準のサイバーセキュリティ対策を実施している中小企業を「見える化」するための制度の創設

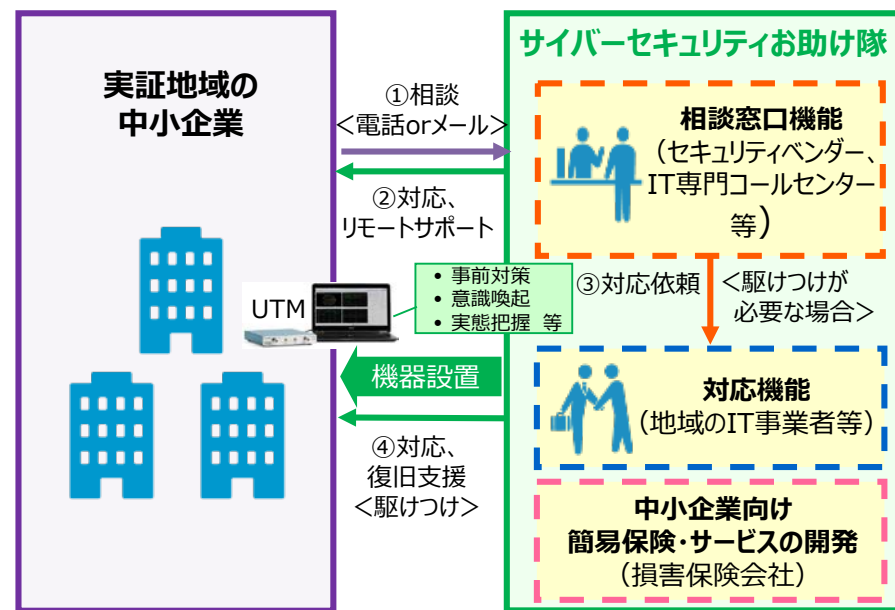
(参考) サイバーセキュリティお助け隊実証事業 (令和元年度事業)

- 全国**8地域**において、地域の団体、セキュリティ企業、保険会社がコンソーシアムを組み、中小企業向けのセキュリティ対策支援の仕組みの構築を目的とした**実証事業**を実施。
- 本事業により、**民間による中小企業向けのセキュリティ簡易保険サービスの実現を目指す**。

<実証地域>



<実証のイメージ>



実証結果

中小企業 側

- 自社の攻撃実態等への気付き
- セキュリティ事前対策の促進
- 事後対応への意識向上 等

保険会社、セキュリティベンダー 側

- 中小企業のセキュリティ対策状況の把握
- 中小企業の被害実態の把握
- 中小企業が求めるサービスの把握 等